

令和 7 年 1 月 3 1 日

指定旧供給地点の指定の解除について

近畿経済産業局長から意見を求められた【別紙 1】の事業者及び供給地点群の指定旧供給地点の指定の解除について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 22 条第 1 項及び第 28 条第 1 項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」に照らして審査を行いました。

審査の結果、【別紙 2】のとおり近畿経済産業局長に意見を回答しました。

【別紙１】

指定の解除事業者数：３事業者 指定の解除旧供給地点群数： ６地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
株式会社エネアーク関西 (法人番号：５１２０００１１１８７３３)	美崎苑団地
大丸エナウイン株式会社 (法人番号：６１２０００１０３１１５０)	湖上平ニュータウン
イワタニ近畿株式会社 (法人番号：４１２０００１１６３５９８)	城山団地
	川西多田団地
	ダイハツ岩倉団地
	鉢ヶ峯団地

【別紙２】

官 印 省 略
20241216近畿第20号
令和7年1月31日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について（回答）

令和6年12月16日付け20241213近畿第18号により、貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点の指定解除について、指定解除することに異存はありません。